

税の申告のお知らせ

◆役場申告相談会場のご案内

申告相談は新型コロナウイルス感染症対策を行いながら下記のとおり実施しますが、所得税等の確定申告書は国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」や e-Tax（※）を利用して、自宅でも作成・提出ができます。「3密」（密閉・密集・密接）の回避にご協力をお願いします。

（※）e-Taxによる確定申告については、6ページをご覧ください。

●確定申告をする必要がない人でも、町県民税等の申告が必要となる場合がありますので、ご注意ください（必要な申告については5ページをご覧ください）。



▲確定申告書等作成コーナー
(国税庁ホームページ)

【会場】 コミュニティセンター（役場新館4階）
【受付期間】 2月16日（火）～3月15日（月）（土・日曜日、祝日を除く）
【受付時間】 （午前）9：00～11：30 （午後）13：00～16：00

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、1日あたりの受付人数及び申告相談会場への入場者数を制限させていただく場合があります。また、混雑緩和のため、今年は地区ごとの相談日の割り振りは行いません。

申告相談会場へは、次の注意事項をご確認のうえお越しください。

【注意事項】

- ①申告相談会場は、午前8時10分に開場します。開場時間前にお待ちいただく場合は、役場南側正面玄関入口前で前後の間隔を十分に空けてお並びください。
- ②申告相談会場への入場には、会場入口で配付する受付番号票が必要です。なお、受付番号票には、入場可能時間が記載されています。入場可能時間以外は、原則として申告相談会場内に入らず、待合スペースもございませんのでご注意ください。また、会場の混雑状況によっては会場に入ることができる時間が前後する場合がありますのでご了承ください。
- ③相談受付期間の開始直後と最終日の直前は会場の混雑が予想されます。混雑状況によっては、来場日当日に受付ができず、日を改めてお越しいただくようお願いする場合があります。
- ④申告相談会場へ入場される際は、検温にご協力ください。37.5度以上の発熱がある人や体調不良の人は、入場をお断りする場合があります。また、アルコールによる手指消毒やマスクの着用にもご協力をお願いします。
- ⑤事業所得などがある人の収支内訳書、医療費控除を申告される人の医療費控除の明細書はご自宅で作成のうえ、会場へお越しください。収支内訳書等の作成スペース・筆記用具・計算器具の用意はありませんのでご注意ください。

ご不便をおかけしますが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、ご理解とご協力をお願いします。

申告に必要な書類

- ①昨年中の収入・所得に関するもの
・給与、年金などの源泉徴収票
・事業所得、農業所得、不動産所得がある人は収支内訳書
- ②控除に関するもの
・控除を受けるための証明書（国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料の納付済額のお知らせまたは領収証、国民年金保険料、生命保険料、地震保険料などの控除証明書、医療費控除の明細書、寄附金受領証明書など）
- ③印かん、筆記用具、計算器具
- ④所得税の還付申告をされる人は、本人名義の口座番号などがわかるもの
- ⑤本人確認書類（マイナンバーカードまたは番号確認書類と身元確認書類の両方）の写し
※マイナンバーカードをお持ちの人は、マイナンバーカードだけで本人確認ができます。
※番号確認書類 通知カードやマイナンバーの記載がある住民票の写し など
※身元確認書類 運転免許証やパスポート、身体障害者手帳 など



譲渡所得（土地・株式等）・事業所得（1年目）・配当所得・住宅借入金等特別控除（1年目）・住宅耐震改修特別控除などがある人、青色申告・準確定申告・損失申告・過年分の申告をされる人は、役場の申告相談会場では受付ができませんので、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」またはニッケパークタウンの申告書作成会場で確定申告をしてください。

2月16日（火）▶3月15日（月）

所得税及び復興特別所得税

問合せ先 加古川税務署 ☎421-2951

確定申告が必要な人

- ①個人で事業を営んでいる人
 - ②家賃や地代などの不動産所得がある人
 - ③土地や建物、株式などの譲渡所得がある人
 - ④先物取引に係る所得がある人
- サラリーマンなど主な収入が給与の人でも、次のような人は確定申告が必要です。
- ・昨年の給与収入金額が2千万円を超える人
 - ・給与を1カ所から受けていて、給与以外の所得金額が20万円を超える人
 - ・給与を2カ所以上から受けていて、年末調整を受けられなかった給与の収入金額と給与以外の所得金額との合計額が20万円を超える人



▲確定申告特集
(国税庁ホームページ)



確定申告をすれば所得税が還付される人

毎月の給与やボーナスから所得税が源泉徴収されているサラリーマンなどで、次のような人は確定申告をすれば所得税が還付される場合があります。

- ①昨年中に退職し、その後就職しなかったため、年末調整を受けられなかった人
- ②病気やけがなどで支払った医療費が、10万円または所得の5%を超える人
- ③災害や盗難に遭って住宅や家財に損害を受けた人
- ④住宅ローンを利用して住宅の購入や増改築をした人



下に該当する人は、役場申告相談会場での申告が必要となりますので、受付期間中に会場にお越しください。

町県民税

申告が必要な人

令和3年1月1日現在、町内に住所があり、昨年中に所得があった人は、町県民税の申告をする必要があります。サラリーマンなどの給与と所得者や所得税の確定申告をする人は必要ありませんが、給与所得者でも次のような人は申告が必要です。

- ①勤務先から役場へ給与支払報告書が提出されていない人
- ②給与のほかに家賃や地代、農業などの所得があり、その合計額が20万円（※）以下の人
※20万円を超える場合は所得税の確定申告が必要です。

所得税がかからない人でも、雑損控除（災害や盗難にあって、住宅や家財に損害を受けた場合）や医療費控除などの所得控除がある人、または年金を受給している人で扶養控除や社会保険料、生命保険料などの所得控除がある人は、申告することで令和3年度分の町県民税が減額される場合があります。

国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料

申告が必要な人

国民健康保険、後期高齢者医療保険に加入している人や介護保険第1号被保険者（昭和32年4月1日以前に生まれた人）は、昨年中に所得がなかった場合でも申告してください。

申告がない場合、正確な保険税（料）の決定ができないほか、国民健康保険税等の軽減等の措置や保険証の更新が受けられない場合があります。

医療費控除は領収書の提出が不要となりました

平成29年分の確定申告から領収書（※）の提出の代わりに医療費控除の明細書の添付が必要です。また、医療保険者から交付を受けた医療費通知を添付すると医療費の明細の記入を省略できます。医療費控除の明細書、セルフメディケーション税制の明細書は税務課窓口、税務署、国税庁ホームページなどにあります。
※税務署から書類の提出または提示を求められることがありますので、領収書は法定申告期限から5年間は保管が必要です。